

第1部

デートDVについて



第1部の狙い

- ①デートDVとは何かを理解しよう！
- ②デートDVの被害から自分を守るため、
交際相手と対等な関係を築こう！



デートDVとは

- ▶ 配偶者など親しい人からの暴力を「DV（ドメスティック・バイオレンス）」と言いますが、「DV」は、けっして大人だけの問題ではありません。
- ▶ 主に高校生や大学生などの若者の間でも 「交際相手（恋人）からの暴力」 が起きています。これを「デートDV」と言い、DVと同様に、男性でも女性でも被害にあうことがあります。

デートDVとは、たとえば？

- ▶ 最近彼女から、一日に何度も「今どこにいるの？何してるの？」とSNSで聞かれる。一緒にいるときには、携帯をチェックされたり、他の女の子の連絡先を消されたりすることもある。



- ▶ 優しいときもあるけれど気に入らないことがあるとすぐ怒り出す。「バカ」と言われたり、無視されたり、殴られたり...



- ▶ 「DV」と同様に「デートDV」にもいろいろなかたちがあり、多くの場合、これらの暴力が組み合わされ、繰り返し行われるという特徴があります。

身体的暴力

- 殴る・たたく・蹴る
- 物を投げつける
- 壁に押し付ける
- 髪を引っ張る
- 刃物などを突きつける 等

精神的暴力

- 相手を傷つけたり、馬鹿にしたような言葉を使う
- 別れるなら自殺すると脅す ● 無視する
- 電話やメール、SNSなどで行動を監視する
- 交友関係を細かくチェックし、つきあいを制限する
- 服装や行き先を細かく指示する 等

性的暴力

- 嫌がっているのに体を触る
- 避妊に協力しない
- 性的なビデオや雑誌を無理やり見せる
- 中絶を強要する 等

経済的暴力

- 無理やりお金を払わせる
- 借りたお金を返さない
- 仕事やバイトを強制的にやめさせる
- 貯金を勝手に使う 等

デートDVの実態は？

- ▶ 『デートDV』なんて自分には関係ない！と思っていないですか？
- ▶ 国の調査によると、女性の約4人に1人、男性の約8人に1人が交際相手から被害を受けたことがあると回答しており、実は身近な問題です。

交際相手からの被害経験の有無



【参考資料：内閣府「令和5年度男女間における暴力に関する調査報告書」】

- ▶ また、同じ調査では、被害を受けた女性の約6割、男性の約5割が、被害によって生活に変化があったと回答しています。

「心身に不調をきたした」

「外出するのが怖くなった」

「自分に自信がなくなった」

「仕事・学校をやめた、変えた」

「異性と会うのが怖くなった」

「引っ越しをした」

「夜、眠れなくなった」

「携帯電話の電話番号やメールアドレス、SNSのアカウントを削除した、変えた」



- ▶ デートDVは相手を深く傷つけてしまう暴力で、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。

デートDVが起こる背景は？

- ▶ DVと同様に相手を自分の思うとおりにコントロール（支配）しようとして、暴力を使うことが考えられます。
- ▶ 一度暴力をガマンして受け入れてしまうと、「暴力が効果的」と思われ、繰り返される可能性もあります。

デートDVを受けたらどうすればよいか？

- ▶ **暴力はふるわれる側に原因はありません。**まずは相手にはっきり「イヤ」と伝えましょう。
- ▶ 直接言いにくいとき、イヤと伝えても変わらないときは、ひとりでガマンせずに**大人へ相談（P22「行政等の主な相談先」）**しましょう！



対等な良い関係を築くには？

- ▶ 好きな相手だからこそ「イヤ」と言いにくかったり、言われたくないかもしれません。
- ▶ でも対等な『良い関係』は、お互いの気持ちを正直に話せるところから始まります。

その1

**何があっても暴力はふるわない！
気持ちは言葉で伝えよう！！**

相手が自分の思いどおりにならないからといって、一方的に自分の考えを相手に押し付けてはいけません。
暴力は絶対に許されないものです。

その2

**自分自身を大切にする！！
同じように相手も大切にする！！**

暴力は身体も心も傷つけます。
自分自身が傷つく前に、勇気を出して「NO」と言ってみましょう。もし相手から「NO」と言われたら、落ち着いて真剣に受け止めましょう。



もしかして…。これって…。
最近感じるカレ・カノジョとのもやもや…
『デートDV』を知ってもらうための動画を作りました。

Check!



第2部

性被害・性暴力について



第2部の狙い

①性被害・性暴力の被害実態を学ぼう！

②全ての性行為には、
相手の同意が重要であることを理解しよう！



性被害・性暴力とは

- ▶ みなさんの体と心はみなさん自身のものです。
- ▶ みなさんが望まない（=同意のない）性的な言動はすべて「性被害・性暴力」となり、重大な人権侵害です。
- ▶ 年齢や性別にかかわらず、身近な人や夫婦・パートナーの間でも起こる可能性があります。
- ▶ 被害にあったのは、みなさんが悪いわけでも、みなさんに隙があったからでもありません。

性暴力とは、たとえば？

- ▶ 性暴力には、どのようなものがあるのでしょうか。
- ▶ 紹介するのは一例ですが、あてはまらなくても、あなたが望んでいない性的な行為をされたら、それは「性暴力」です。

【性的虐待・家庭内の性暴力】

- ▶ 保護者（実親や養親、親の交際相手、親族や養護施設の職員など）が、子どもに対して体を触ったり、子どもに性器や性的な行為を見せたりする行為は性的虐待にあたります。
- ▶ そのほか、家庭内の性暴力としては、兄弟姉妹や親族が加害者となるケースも報告されています。

【性的搾取】

- ▶ 相手の弱みにつけこんだり、力関係や信頼関係を利用したりして、性的に搾取することをさします。
- ▶ たとえば、お金がない、帰る家がないといった状況を知りながら、売春や性風俗への従事を強要する、AVや児童ポルノの撮影をおこなう、それらをあっせんするなどの行為です。

【性的な画像やSNSを利用した性暴力】（盗撮やリベンジポルノなど）

- ▶ SNSやオンライン上のやり取りで、性的な画像を送るよう求めたり、そういった画像や動画を同意なくネット上にあげたり、それを理由に脅したりする行為です。
- ▶ 本人の知らないところで小型カメラやスマートフォンで盗撮されるケースや、パートナーや知人、SNSやオンラインゲームを通じて知り合った人に要求されて送るケースなどがあります。

性被害・性暴力の実態

- ▶ 性被害・性暴力に関する相談件数は年々増加（※）しています。

（※）ワンストップ支援センターへの相談件数は令和5年度は69,100件（性別を合計。前年比9.5%増）

- ▶ 若年層（16～24歳）の4人に1人（26.4%）が、何らかの性暴力被害を受けており、そのうち、最初に被害を受けたのは16～18歳（高校生）が最も多いとの調査結果があります。

- ▶ 被害を受けた若年層のうち、「だれにも相談しない」との回答が半数以上です。

（理由）

- ・ 報復や二次被害、周囲に知られることが怖い
- ・ 被害を受けていると思わなかった など

「女性に対する暴力の現状（令和6年12月）」（内閣府男女共同参画局）

「こども・若者の性被害に関する状況等について（令和5年6月13日）」（内閣府男女共同参画局）

なぜ、性行為には相手の同意が必要？

- ▶ 長年、女性は男性よりも立場が弱く、女性側が我慢するような文化・意識が根付いている一面があります。



- ▶ しかし、近年、女性の尊厳や心と体を守るために、性的同意が必要であると考えられるに至りました。

一方で、男性が性被害を受けるケースもあります。

(事例)

男子大学生がネットで見つけた男性モデルの求人に応募し、カレンダー等の写真撮影のみと説明を受け、契約書を交わした。

しかし、実際に現場に行くとアダルトビデオの撮影だったので撮影を拒否したが、「絶対にばれない」と押し切られ応じてしまった。その後、SNSを通じて、学校の友人に出演したことがばれ、拡散されてしまい、登校できなくなってしまった。

「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書（平成30年9月 内閣府男女共同参画局）より



- ▶ 男性の性被害は社会的認知が低く、「相談したり、助けを求めたりするのは男らしくない。」といった性規範等の影響により、相談をためらう傾向にあります。
- ▶ 平成29年の刑法改正により、強姦罪が強制性交等罪になり、男性も被害者として法が適用されるようになりました。（法改正前の110年間、強姦罪において男性は被害者として適用はなかった。）

令和5年 刑法改正

- ▶ 令和5年の刑法改正によって、強制性交等罪から**不同意性交等罪**に罪名を変更しています。
- ▶ **同意なき性行為**は、性別を問わず、刑法第177条の不同意性交等罪として、**5年以上の有期拘禁刑**で処罰され得ます。
- ▶ **性交同意年齢が16歳未満**に引き上げられています。

不同意性交は若年層でも当然に起こりえる問題です。

山梨でも、高校生を含む若年層間での不同意性交による逮捕事案が複数発生しています。

いくつになっても相手の意思をはっきりと確認してください。

男性も女性もはっきりと意思表示をすることが大切です。



- ▶ ただし、相手の同意があっても、避妊の知識不足や適切な避妊などが行われなかった場合、女性に「予期せぬ妊娠」が起きることがあります。
- ▶ 親に知られたくない、学校に知られたくないという心理から行政機関などに相談しない女性が多いです。



匿名の相談機関などがあります。

困ったら、まずはすぐに大人へ相談してください。

なぜ、すぐに大人へ相談する必要があるのか？

- ▶ 性交後 7 2 時間以内であれば緊急避妊薬を服用することで望まない妊娠を防げる可能性があります。
- ▶ 中絶できる期間は、通常妊娠 2 1 週 6 日までです。
- ▶ 対応が遅くなればなるほど、身体的・経済的負担は大きくなるうえ、できることが限られます。

行政等の主な相談先

誰かに相談することで、自分では気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。
悩みがあったら相談してください。秘密はかならず守ります。

DV (デートDVを含む) や性暴力などの 悩みや問題全般の相談機関	受付曜日	受付時間 (面談は要予約)	電話番号
女性相談支援センター (※1) (男性のDV相談も受けられます。)	月～金 (祝日・年末年始を除く)	電話：9:00～20:00 面談：9:00～17:00	055-254-8635
男女共同参画推進センター ぴゅあ総合 (女性)の総合相談)	毎日 (第2・4月曜日を除く)	電話：9:00～17:00 面談：9:00～16:00	055-237-7830
男女共同参画推進センター (男性)の総合相談)	毎月第1日曜日	電話：13:00～17:00	055-225-3067

性暴力・性犯罪被害の相談	受付曜日	受付時間	電話番号
警察本部性犯罪被害相談電話 (性暴力110番)	24時間受付		#8103
やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぽももこ (※1)	月～金 (祝日を除く) (※2)	電話 9:00～17:00	#8891 または 055-222-5562

妊娠に関する相談	受付曜日	受付時間	電話番号
妊娠そうっとSOS山梨 (※1) (社会的養育機関エール)	月～金 (祝日を除く)	電話 8:30～18:00	070-1364-2410

※1：LINEやメールなどの相談も可能です。(詳細は各HPを確認してください)

※2：上記以外の曜日・時間は国のコールセンターにつながります。



第3部

悪質ホストクラブの利用による 借金・性被害について



第3部の狙い

- ①悪質ホストクラブの被害実態を学ぼう！
- ②金銭トラブルに巻き込まれないよう、
契約の知識や困った際の相談先を知ろう！



ホストクラブとは

- ▶ 明確な定義はありませんが、ホストが接待をして、客に楽しく遊んでもらったり、飲食をしたりするお店を指します。
- ▶ このようなお店は、ホストクラブ以外に、いわゆるキャバクラ、スナックなども含まれます。
- ▶ ホストクラブは、全国で約1,000店舗（令和6年4月時点）あります。そのうち、約30%が東京、約20%が大阪にあり、大都市に集中していますが、山梨県にも数店舗あります。



（警察庁 令和6年12月 ホストクラブ対策に関する報告書 引用）

悪質ホストクラブの利用による被害

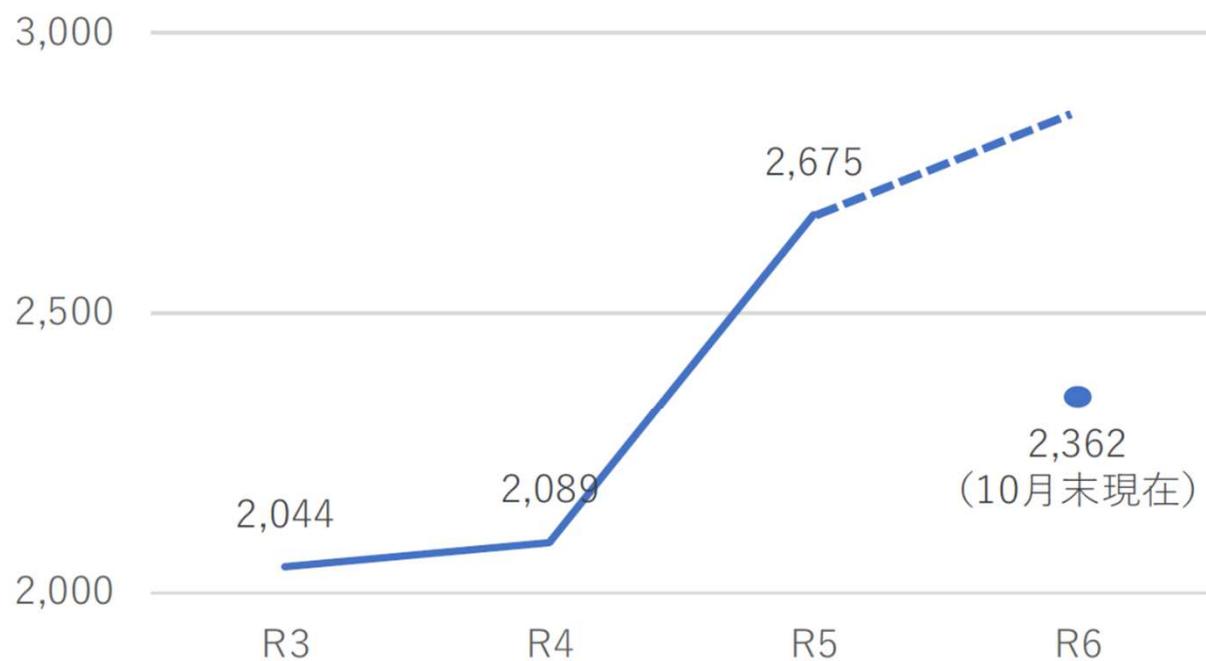
- ▶ 一部の悪質なホストクラブは、初回に安い料金をうたって来店に対するハードルを下げ、ホストへの恋愛感情等を利用して高額な注文をさせることで、多額の借金を負わせることがあります。
- ▶ 女性客が借金を支払えない場合、勤務先や実家に取立てに行くと言われたり、性風俗店や売春等でお金を稼ぐよう強要されたりするなど、深刻な社会問題となっています。
- ▶ このような問題は大都市だけの問題ではなく、山梨県でも、元ホストクラブの男性店員等が客だった女性に対し、借金を理由に売春を強要させていた事件がありました。

令和5年12月から令和6年3月までの間、ホストクラブの客だった女性（20歳代）に対し、売掛金の支払い（ツケ払い）免除を理由に、女性を自己の管理下に置き、不特定多数の客を相手に対償を受けて性交させ、その対償を全額受領するなどして、元ホストクラブ店員の男等を令和6年9月26日に逮捕した。（事件・事故情報ファイル（令和6年10月掲載分）（山梨県警HPより））

悪質ホストクラブに関する警察への相談件数

- ▶ ホストクラブに関する警察への相談件数は、近年増加傾向にあります。

【全国の警察におけるホストクラブ関係の相談件数】



(警察庁 令和6年12月 ホストクラブ対策に関する報告書 引用)

ホストクラブの利用にあたって

- ▶ ホストクラブの利用は、一般的に「**契約**」行為と見なされます。

契約とは・・・

簡単に言うと、**契約は法律上の責任が生じる「約束」のこと**

- ・ コンビニでお菓子を買う（売買契約）
 - ・ 電車に乗る（運送契約）
 - ・ 携帯電話を使う（通信サービス利用契約）・・・ など、契約は身近に色々あります。
- ▶ ホストクラブの場合、ホストクラブでの飲食やサービスの提供に対して、料金が発生し、その料金を支払う義務が生じるためです。
 - ▶ ただし、ホストクラブの請求に対して、支払い義務がないものもあります。

契約の取り消しなどが可能なケース



消費者契約法第4条第3項第6号

⇒好意の感情を不当に利用した契約

(いわゆる「デート商法」)

- 例) ① ホストに対して恋愛感情など好意の感情を抱き、かつ
② 誤って信じてホストも客 (=自分) に対して恋愛感情など好意の感情を抱いていると いうことを知りながら、これに乗じて、酒類などを注文して くればホストと客の関係が破綻することになる旨を告げる ことにより、客が困惑し、契約の申込み等をしたとき

契約の取り消しなどが可能なケース



契約が成立したとは言えないケース：契約の「申込み」がない場合

(例) お客が泥酔していることに乗じる等して、お客が頼んでもいない高額なお酒をホストが勝手に注文して提供されたり、頼んでもいないものが伝票に記入したりしたケース



契約が無効になるケース：公序良俗違反（民法90条）

(例) ホストクラブで飲食した場合、1回当たりの会計があまりにも高額となる場合には、暴利行為として公序良俗違反と認められる余地があります。

ホストクラブ（キャバクラなどを含む）の利用にあたっての注意事項など

- ▶ SNSやマッチングアプリを悪用した勧誘に注意しましょう。
ホストクラブに通うきっかけとして、SNSやマッチングアプリで知り合った人がホストだったことをきっかけに、ホストクラブに誘われることがあります。いやだと思ったら、きっぱり断りましょう。
- ▶ ツケ払いを勧められても収入の範囲で払えるだけの額に留めて、安易に借金することはやめましょう。
最初は少額だったが、「ツケで支払いできる」と言われ、飲食代がどんどん高額になっていき、ついには払えなくなる場合があります。
- ▶ 高額請求や多重債務で困ったとき、脅迫や暴力での取り立てなどで困ったら、ひとりで悩まず、まずは行政機関等に相談をしましょう。



行政等の主な相談先

誰かに相談することで、自分では気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。悩みがあったら相談してください。**秘密はかならず守ります。**

ホストクラブ関連を含む 暮らしの安全全般に関する相談	受付時間等	電話番号
警察本部警察総合相談室	24時間受付	#9110

ホストクラブ等との契約など 消費者トラブルの相談	受付時間等	電話番号
消費者ホットライン	平日 : 9:00~17:00 土日祝日 : 10:00~16:00	188

※12月29日~1月3日を除く

売掛金などの契約等の取消手続きなど、 法的なトラブルに関する相談	受付時間等	電話番号
日本司法支援センター (法テラス)	平日 : 9:00~21:00 土曜日 : 9:00~17:00	0570-078-374

※祝日、年末年始を除く

ほか、女性相談支援センターにも相談可能です。



女性のためのSNS相談「女性の相談ルーム かもしか」



毎週月曜日から土曜日まで
午後7時から9時まで



相談がお休みの日
日曜日

(12月29日から1月3日まで)はお休みです



相談は無料
匿名でOK (名前は不要)
ひみつは守ります

あなたのどんな気持ちにも寄り添います。

「かもしか」は女性のための山梨県のチャット
(文字) 相談窓口です。

山梨県にお住いの女性であれば、何歳でもチャット
(文字) で相談できます。

もやもや、ざわざわ、ぐるぐる、イライラ、つらい、ズキズキ、いやな気持ち、やる気がでない、
誰にも打ち明けられない悩み……

ご本人からのご相談はもちろん、ご家族からの相談
もできます。

どんな気持ちにもよりそいます。かもしかにきて
話してみませんか？

令和6年4月より

LINE 無料相談

毎月開催します

令和2年度から夏休みと春休みに3日間の期間限定でLINE相談を実施してきました。相談された皆様からは「LINEだと気軽に相談できた」、「すぐに返信してもらえた」、「親身になって話を聞いてもらった」など好評をいただいております。アンケートでも「毎月LINE相談ができるようにしてほしい」といった声を多くいただいております。そこで、令和6年4月より、LINE相談を常設化し、毎月相談を受けられる相談窓口を作りました。
相談はどんな内容でも構いません。皆さんの日々の悩みや心配事をお気軽にお話ください。

相談日 毎月第2水曜日 (初回 4/10)

[令和6年度相談日]

4/10 5/8 6/12 7/10 8/14 9/11 10/9 11/13 12/11 1/8 2/12 3/12

相談時間 午後4時30分～午後7時30分

相談方法 Step 1 まずは友だち登録

※ これまでのアカウントとは別のものになります。
改めて友だち登録をお願いします。



相談はとっても安心！
名前や連絡先は言わなくて大丈夫。秘密も守るよ！

Step 2 相談日時に
メッセージを送ろう

- ★相談時間になったらメッセージを送ってください。
先に受け付けた方から相談を開始します。
- ★担当者が相談中の場合はお待ちいただく場合があります。
- ★30分間返信がない場合は、待機している他の方の相談に移行し、
お待ちいただく場合があります。



山梨県弁護士会
マスクットキャラクター
こびっと



相談窓口や相談日の詳細については
山梨県弁護士会HPでご確認ください。

山梨県弁護士会

検索



主催：山梨県弁護士会

お問合先：055-235-7202 (または上記LINEでもお問い合わせ可能です。)

山梨県弁護士会では、
2024年4月から高校生を対象に
LINE無料相談を開始しました。

主な資料引用

- ▶ [令和5年度調査 | 内閣府男女共同参画局](#)



- ▶ [性被害問題とは？ | コラム・インタビュー | 女性支援ポータルサイト | あなたに必要な支援が見つかる「あなたのミカタ」](#)



- ▶ [ホストクラブ等の売掛金等に起因する事件等について | 警察庁Webサイト](#)



- ▶ [女性に対する暴力の根絶 | 内閣府男女共同参画局](#)



- ▶ [こども性暴力防止に向けた総合的な対策 | こども家庭庁](#)



- ▶ [山梨県警察 / 事件・事故情報ファイル](#)

